

令和9年度使用

学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）採択基準

【特別支援学校及び特別支援学級】

1 内容に関すること

- (1) 学習指導要領に示されている教科等の目標を的確に反映しているか。
- (2) 県教育委員会の「学校教育の方針と重点」の趣旨の実現に対応しているか。
- (3) 自立や社会参加につながる力の育成に資するものになっているか。
- (4) 様々な体験活動を促し、自己を生かす生き方や進路を考えられるものか。
- (5) 内容や資料に偏りがなく、出所、出典が明示されているか。

2 組織と配列に関すること

- (1) 内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果があがるように配慮されているか。
- (2) 内容の分量や区分が適切であるか。
- (3) 季節や行事等との関連が考慮されているか。
- (4) 児童生徒の生活や地域の実態に広く対応できるか。

3 学習と指導に関すること

- (1) 児童生徒の障害の状態や発達の段階、特性等に応じているか。
- (2) 基礎的能力を養ったり、発展的な学習に取り組んだりできるように配慮されているか。
- (3) 児童生徒の興味や関心を喚起し、主体的・対話的で深い学びを促すように配慮されているか。
- (4) 他の教育活動との関連に配慮されているか。
- (5) 内容がより理解できるような挿絵、図表、写真等、並びにウェブページのアドレス等（掲載のある場合）が適切に配置されているか。

4 表現と体裁等に関すること

- (1) 表記、表現が適切であるか。
- (2) 児童生徒が親しみや魅力を感じ、多様な感覚を活用するように配慮されているか。
- (3) 活字の大きさや字形は適切で、色彩、印刷は見やすいように配慮されているか。
- (4) 図表等の大きさや配置、レイアウトやバランスが適切であるか。
- (5) 製本は体裁がよく堅ろうであり、安全や環境に配慮されているか。